

福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金管理運営要領

平成 26 年 2 月 28 日

平成 27 年 5 月 7 日 一部改正

平成 27 年 10 月 9 日 一部改正

令和 3 年 4 月 1 日 一部改正

令和 5 年 4 月 14 日 一部改正

第 1 趣旨

福島県及び福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号。以下「法」という。）第 45 条第 1 項に規定する避難先市町村（以下「避難先市町村」という。）（法第 44 条第 1 項に規定する避難元市町村（以下「避難元市町村」という。）その他の地方公共団体が法第 45 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに規定する事業又は事務を実施する場合にあつては、福島県、避難先市町村及び当該地方公共団体）（以下「福島県等」という。）が、法第 46 条第 3 項に規定する生活拠点形成交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けて基金（以下「生活拠点形成交付金基金」という。）を造成し、当該生活拠点形成交付金基金を活用することにより、法第 45 条第 1 項に規定する生活拠点形成事業計画（以下「生活拠点形成事業計画」という。）に基づく法第 46 条第 1 項に規定する生活拠点形成交付金事業等（以下「生活拠点形成事業等」という。）を実施するに当たっては、法、福島復興再生特別措置法施行令（平成 24 年政令第 115 号）、福島復興再生特別措置法施行規則（平成 24 年復興庁令第 3 号。以下「規則」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）その他の法令、福島再生加速化交付金制度要綱（平成 26 年 2 月 28 日付け、府政防第 217 号・復本第 269 号・警察庁甲官発第 55 号・25 文科政 第 89 号・厚生労働省発会 0228 第 2 号・25 食第 198 号・20140226 財地第 1 号・国官会第 2892 号・原規監発第 1402269 号通知。）、福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）実施要綱（平成 26 年 2 月 28 日付け、復本第 271 号・警察庁甲官発第 56 号・25 文科政第 91 号・厚生労働省発会 0228 第 5 号・25 農振第 2068 号・国官会第 2894 号通知。以下「実施要綱」という。）及び規則第 30 条第 1 項に規定する交付担当大臣（以下「交付担当大臣」という。）の定める交付要綱（以下「交付要綱」という。）のほか、この基金管理運営要領の定めるところによるものとする。

第 2 運営主体

生活拠点形成交付金基金の運営主体は、福島県等とする。

第3 生活拠点形成交付金基金の運営

1. 生活拠点形成交付金基金の造成

生活拠点形成交付金基金は、交付要綱に基づき、国からの交付金を受けて造成するものとする。なお、複数の交付担当大臣から基金造成のための交付金を交付された場合には、同一の基金でこれを受け入れ、交付担当大臣ごとに区分経理するものとする。

2. 生活拠点形成交付金基金の設置方法

生活拠点形成交付金基金は、その設置目的、額、管理、運用益の処理、処分等について、条例等において定めるものとする。

3. 生活拠点形成交付金基金の運用方法

生活拠点形成交付金基金の運用については、次の方法によるものとする。

- ① 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
- ② 金融機関への預金（ただし、預金保険制度の対象となっているものに限る。）
- ③ 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）

4. 生活拠点形成交付金基金の果実

生活拠点形成交付金基金の運用によって生じた果実は、生活拠点形成交付金基金に繰り入れるものとする。

5. 生活拠点形成交付金基金の取崩しの制限

生活拠点形成交付金基金（4により繰り入れられた果実を含む。）は、生活拠点形成事業等の実施に要する経費に充てる場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。

6. 生活拠点形成交付金基金の額が過大であるとされた場合の取扱い等

福島県等は、生活拠点形成交付金基金の額が生活拠点形成事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると交付担当大臣が認めた場合は、その額を、交付担当大臣の指示に従い国庫に返還しなければならない。

7. 生活拠点形成交付金基金の残額の取扱い

福島県等は、生活拠点形成事業等が全て終了したとき又は実施要綱第1の4の計画期間の期限が到来したことその他の事情により基金を廃止したときは、生活拠点形成交付金基金の残額を国庫に返還しなければならない。

8. 生活拠点形成事業等の事故の報告

福島県等は、生活拠点形成事業等の遂行が困難になった場合においては、速やかに交付担当大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

9. 生活拠点形成事業等の終了等

- (1) 生活拠点形成事業等の期間は実施要綱第1の4の計画期間のとおり、当面、令和7年度末までを限度とする。
- (2) 交付担当大臣は、(1)に定める場合のほか、次に掲げる場合には、福島県等に対

して、生活拠点形成事業等について終了又は変更を命じることができるものとする。

- ① 福島県等が、適正化法、適正化法施行令、交付要綱若しくはこの要領又はこれらに基づく交付担当大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - ② 福島県等が、生活拠点形成交付金基金を生活拠点形成事業等以外の用途に使用した場合
 - ③ 福島県等が、生活拠点形成事業等に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - ④ その他生活拠点形成事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (3) 交付担当大臣は、(2)の終了又は変更を命じた場合において、福島県等に対して、期限を付して、生活拠点形成交付金基金から支出した金額に相当する金額について、生活拠点形成交付金基金に充当することを命ずることができるものとする。
- (4) (3)の期限内に生活拠点形成交付金基金に充当がなされない場合には、交付担当大臣は、福島県等に対して、未納に係る額につき、当該未納に係る期間に応じて年利5.0%の割合で計算した延滞金の生活拠点形成交付金基金への充当を、併せて命ずるものとする。
- (5) 生活拠点形成交付金基金の解散後において、事業実施者から当該基金設置主体であった福島県等に対して返還があった場合には、これを国庫に納付しなければならない。

10. 生活拠点形成事業等の経理等

- (1) 生活拠点形成交付金基金には、交付金、第3の4の果実、同9(3)の充当額及び同(4)の延滞金以外の資金を繰り入れることができない。また、生活拠点形成交付金基金は、生活拠点形成交付金を交付決定した交付担当大臣ごとに別に経理するものとする。
- (2) 福島県等は、生活拠点形成事業等についての会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、生活拠点形成交付金基金の用途を明らかにしておかなければならない。
- (3) 福島県等は、(2)の経理を行う場合は、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに生活拠点形成事業等の完了した日(第3の9による生活拠点形成事業等の終了を命ぜられた場合を含む。)の属する会計年度の終了後5年間、交付担当大臣の要求があった際に、いつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかなければならない。

附則

- 1 この要領は、平成26年2月28日から施行し、平成25年度補正予算第1号から適用する。

- 2 長期避難者生活拠点形成交付金基金管理運営要領（平成 25 年 5 月 16 日付け、復本第 840 号・警察庁甲官発第 174 号・25 文科政 18 号・厚生労働省発会 0515 第 25 号・25 農振第 398 号・国官会第 346 号通知。以下「旧要領」という。）は、廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の旧要領に基づく平成 25 年度当初予算に係る国の交付金の基金の運営については、なお従前の例による。
- 4 福島県等が旧要領第 3 の 1 に基づき生活拠点形成交付金基金を造成していた場合は、交付要綱に基づく国からの交付金は、同一の基金でこれを受け入れ、それぞれ区分経理するものとする。

附則（平成 27 年 5 月 7 日）

- 1 この要領は、平成 27 年 5 月 7 日から施行する。ただし、第 3 の 6 及び 7 の規定については、平成 27 年度の予算から適用する。

附則（平成 27 年 10 月 9 日）

- 1 この要領は、平成 27 年 10 月 9 日から施行する。

附則（令和 3 年 4 月 1 日）

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 5 年 4 月 14 日）

- 1 この要領は、令和 5 年 4 月 14 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。